

令和6年度出張子ども食堂支援事業実施要項

1 目的

令和6年能登半島地震により被害を受けた対象市町において、子ども食堂を開催する団体を支援するために予算の範囲内で補助金を交付するもの。

2 対象市町

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

3 交付対象団体

次の要件を満たす団体

- (1) 主に県内で活動している団体であること
- (2) 子ども食堂を開催した実績が十分にあること
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とする団体でないこと
- (4) 活動内容が公序良俗に反しないこと

4 交付要件

- (1) 対象市町の団体との共催であること
- (2) 子ども食堂運営団体の所在地以外の対象市町で開催すること

5 対象期間

令和6年10月27日～令和7年3月31日

6 対象経費

開催にかかるかかり増し経費（交通費、消耗品費、会場借り上げ料等）

※交通費は、実際の交通手段に関わらず、異動人数4名につき車1台に換算した上で、移動した人数に端数（1～3名）が生じる場合は、車1台を加算するものとし、車1台あたり、団体所在地から開催地までの距離1kmを28円として計算します。

（例：移動した人数が14名の場合… $14 \div 4 = 3$ 台余り2（端数）⇒車4台）

※有料道路を利用した場合は、その利用料金を交通費に含めることができます。

（ただし、領収書の提出が必要になります）

7 補助額

出張子ども食堂開催1回につき上限3万円

※予算に達した場合は、申請の受付を終了いたします。

8 交付申請受付期間

令和6年9月27日～**令和7年2月28日**

9 補助金交付までの流れ

(1) 交付申請書の提出【子ども食堂団体→石川県】

開催日の2週間前までに、以下の書類を県に提出してください。

- ・交付申請書（ホームページに様式があります）…様式第1号
- ・普段開催している子ども食堂の概要や開催頻度等実績が分かるもの
- ・当該出張子ども食堂開催に係る傷害保険証の写し

※予算に限りがあるので、交付申請書を提出する前に県にご連絡ください。

※出張子ども食堂の開催1回ごとに申請してください。

(2) 書類審査～交付決定の通知【石川県→子ども食堂団体】

書類を審査し、その内容が適正と認められれば、交付決定を通知します。

(交付決定まで2週間程度を要します。)

(3) 出張子ども食堂の開催【子ども食堂団体】

(4) 実績報告書の提出【子ども食堂団体→石川県】

開催日から1ヶ月以内に、以下の書類を県に提出してください。

- ・実績報告書（ホームページに様式があります）…様式第3号
- ・出張子ども食堂を開催している様子が分かる写真等

(5) 書類審査～額の確定の通知【石川県→子ども食堂団体】

書類を審査し、その内容が適正と認められれば、額の確定を通知します。

(額の確定通知までに2週間程度を要します。)

(6) 請求書等の提出【子ども食堂団体→石川県】

請求書、領収書を県に提出してください。…様式第5号

(7) 石川県から、指定の振込先に補助金をお支払いします。

(請求書の提出からお支払いまでに1ヶ月程度を要します)

10 提出先

〒920-8580

石川県 健康福祉部 少子化対策監室 子育て支援課 子ども家庭福祉グループ

TEL : 076-225-1421

E-mail : kosodate@pref.ishikawa.lg.jp

11 その他

本要項に定めのない事項については、県が別途定める。